

法務省刑制第43号（例規）  
令和4年6月29日

検事総長 殿  
検事長 殿  
検事正 殿

法務省刑事局長 川原 隆司  
(公印省略)

#### 「刑法等の一部を改正する法律」の施行について（依命通達）

第208回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）は、令和4年6月17日に公布され、そのうち、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、公布の日から起算して20日を経過した日（同年7月7日）から施行されることとなります。

つきましては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

#### 記

##### 第1 改正の概要及び趣旨

###### 1 改正の概要

侮辱罪（刑法（明治40年法律第45号）第231条）の法定刑を「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることとされた。

###### 2 改正の趣旨

近時、インターネット上で人の名誉を害する行為が特に社会問題化していることを契機として、こうした行為に対する非難が高まり、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっている。

公然と人の名誉を害する行為が行われた場合に適用され得る罰則としては、名誉毀損罪（刑法第230条第1項）又は侮辱罪が考えられるところ、両罪は、いずれも、人の社会的名誉を保護するものとされているが、事實を摘示するか否かによって、類型的に名誉侵害の程度が異なると考えられるため、名誉毀損罪の法定刑は「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」とされる一方、侮辱罪の法定刑は「拘留又は科料」とされ、

両者の間に差が設けられている。

もっとも、近年における侮辱罪の実情等に鑑みると、事実の摘示の有無をもって、これほど大きな法定刑の差を設けておくことはもはや相当とは言い難い。

そこで、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い侮辱行為に対して厳正に対処するため、その法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げることとされたものである。

他方、侮辱罪については、法定刑の引上げ後も、当罰性の低い事案も想定されることから、個別具体的な事案に応じた適切な量刑に資するよう、拘留・科料を存置することとされた。

## 第2 留意事項

### 1 侮辱罪の処罰対象となる行為の範囲について

改正法は、侮辱罪の構成要件を変更しておらず、その処罰対象となる行為の範囲は全く変わらないことに留意されたい。

### 2 正当な表現行為との関係について

侮辱罪の法定刑の引上げについて調査審議を行った法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会では、侮辱罪の構成要件に該当する行為であっても、公正な論評といった正当な表現行為については、現行法の下でも刑法第35条の正当行為として違法性が阻却され、処罰されないと考えられ、この点は侮辱罪の法定刑の引上げによって何ら変更されないことが確認された。

そして、いかなる場合に刑法第35条の正当行為として違法性が阻却されるかについて、上記部会では、例えば、民事上の判例における不法行為についての「公正な論評の法理」、すなわち、公共の利害に関する論評は、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、前提としている事実が真実であるとの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、民法上の不法行為としての違法性を欠くとする考え方を踏まえつつ、民事上の不法行為責任より広く侮辱罪の成立が認められることはないとする考え方が示されたところである。

侮辱罪に係る事件の処理に当たっては、刑法第35条の正当行為として違法性が阻却されるか否かについて、こうした議論も参考しつつ、個別の事案に応じて、適切に判断されたい。

### 3 関係規定の適用上の差異について

### (1) 適用上の差異が生じる規定について

侮辱罪について、改正法による法定刑の引上げに伴い、例えば、以下のものなど、関係規定の適用上差異が生じることとなることに留意されたい。

- 没収について、現行法の下では、特別の規定がなければ、没収を科することができないが（刑法第20条）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。
- 教唆犯及び従犯の処罰について、現行法の下では、特別の規定がなければ、教唆犯及び従犯を処罰することができないが（刑法第64条）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。
- 犯人蔵匿等の罪について、現行法の下では、侮辱罪を犯した者を蔵匿し又は隠避させた者は処罰対象とならないが（刑法第103条）、法定刑の引上げに伴い、処罰対象となることとなる。
- 通常逮捕について、現行法の下では、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合に限り、通常逮捕をすることができるが（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項ただし書）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。
- 現行犯逮捕について、現行法の下では、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、現行犯逮捕をすることができるが（刑事訴訟法第217条）、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。
- 公訴時効期間について、現行法の下では、1年であるが、法定刑の引上げに伴い、3年となる（刑事訴訟法第250条第2項）。

### (2) 侮辱罪による現行犯逮捕について

上記(1)のとおり、侮辱罪による現行犯逮捕について、改正法による法定刑の引上げに伴い、犯人の住居又は氏名が明らかでない場合であることなどの制限（刑事訴訟法第217条）はなくなるが、それ以外の要件に変わりはない。

現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができないところ、この明白性の要件については、国会審議において、法務大臣から、別紙1の「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」の「2 侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否」に基づいて、同旨の答弁をしているところであるので、留意されたい。

#### 4 改正後の規定の適用について

改正法により法定刑が引き上げられた後の侮辱罪は、刑法第6条により、その法定刑の引上げに係る改正規定の施行後の行為についてのみ適用されることとなるので、施行日との先後関係に注意されたい。

#### 第3 附帯決議について

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別紙2の、参議院法務委員会において別紙3の各附帯決議がなされているので、留意されたい。

令和 4 年 5 月

法務省・警察庁

## 現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解

### 1 現行犯逮捕の基準

- 現行犯逮捕は、捜査機関において、個別具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断がなされるものであり、侮辱罪に限らず、あらゆるケースを想定した基準を示すことは困難である。

### 2 侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否

- その上で、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否について申し上げる。
- まず、今般の法整備は、もとより、正当な言論活動を処罰対象とするものではない。
- 侮辱罪による逮捕に関して、今般の法定刑の引上げにより、住居不定であることなどの制限はなくなるが、それ以外の要件に変わりはない。
- 捜査機関においては、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ、慎重な運用がなされるものと承知している。
- 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができない。この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白といえる場合は、実際には想定されない。

### 3 侮辱罪成否の基準

- 個別の事案の犯罪の成否については、法と証拠に基づき、最終的には司法において判断されることとなるが、侮辱罪にいう「侮辱」にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になっている。
- なお、テロ等準備罪新設の際など、罰則の新設や処罰範囲の変更に際しては、犯罪の成否についてお示ししたことがあるが、これは、新設・改正する条文の文言の意義や処罰範囲の概念を明確にするために、その文言や要件を立案した趣旨としてお示ししたものである。

## 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 五 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 六 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 七 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。
- 八 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

- 九 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・A I技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。
- 十 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。
- 十一 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開等を図るための十分な財政的措置を講ずること。
- 十二 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

## 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。
- 四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復の方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること

と。

- 九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。
- 十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・A I 技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。
- 十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。
- 十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るために十分な財政的措置を講ずること。
- 十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。